

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年5月26日（平成28年（行個）諮問第80号）

答申日：平成29年10月23日（平成29年度（行個）答申第117号）

事件名：本人に対する遺族補償給付等の支給決定に関する調査復命書等の一部
開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成27年特定月日付けで、特定労働基準監督署長が、私の遺族補償年金支給請求及び葬祭料請求に係る決定を行う際に作成した、実地調査復命書及び添付資料一式」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の6欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、兵庫労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成28年1月20日付け兵労個開第208号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 請求人が開示を求める情報は、同請求人の実子で被災労働者である特定氏名に関する個人情報である。そして、請求人は被災労働者の実母で、あって、その子の自死の真相を知りたいという思いは個人の心情から出るものであり、よって、本件全情報が、請求人にとっての個人情報に準ずる扱いがされて然るべきなのである。

そもそも、請求人は、最愛の子の自死によって深刻な精神的衝撃を受け、我が子の死を受け入れられず現在も心身ともに疲弊した状態にある。そこで、その傷ついた心情を癒し、この言語に絶する状況を脱して新たな人生をたとえ一歩でも歩むには、なぜ我が子がこのような死を選ばなければならなかったのかについて可能な限り知る必要があるのである。これは、被害者の知る権利ということができ

るが、被害者の再生にとってこうした知る作業が必要なことは、近時の犯罪被害者学における一つの知見でもある。かくて、請求人が、本件情報の開示を求める根拠は、あくまで個人的事情に特化したものであり、従って、情報の開示によって、一切の弊害は考えられないのであり、原処分中の不開示決定は、請求人の個人情報開示請求権を不当に侵害するものと言わなければならない。

以上からすれば、被聴取者のプライバシーに属する事項以外の、特定氏名が従事した本件業務の内容、実態に関する事実についての聴取部分は、特定氏名及び請求人の個人情報であると言うべきであり、また、その開示によって労災認定手続上何らの弊害が生じないというべきである。

イ また、原処分では、特定氏名に対する聴取書も非開示となっているが、同人は、請求人の娘の夫、すなわち義理の子となる立場にある。この聴取書を開示することに何らの弊害もないことが自明であるにもかかわらず、全面非開示とした原処分庁における本件開示の可否に関する審理の杜撰さを表すものと言うべきである。

前記のような処分は、他の聴取者に対する開示の有無の問い合わせの不存在を推認させるものであり、もはや、原処分庁は、処分庁として行うべき作業を行わないまま漫然と処分を下したものと言わざるを得ず、よって、開示の可否が改めて審理されなければならないことになるのである。

ウ そもそも、仮に、請求人による労災申請が認められず、それに対し不服申立がなされれば、再審査段階では、全ての記録が同請求人に開示されることが予定されている。

こうした制度が前提とすることは、労災認定手続が、終局的には労災申請者が有する労災補償保険金請求権を保障しようという趣旨にあると考えられる。こうした制度趣旨に鑑みれば、労災請求者に対し、可能な限り広く情報開示することがその趣旨に適うことになると言うべきである。従って、この観点からも、原処分の非開示決定は違法不当なのである。

因みに、訴訟において、記録が開示されることは言うまでもない。そして、そのことによって、過去に弊害が生じたという事例は存在しない。

エ 以上のしだいで、仮に、全面的な開示が認められないとしても、原告が従事した本件業務に関する記録は全て開示されるべきなのである。

(2) 意見書

ア 原処分庁は、理由説明書（下記第3の1（3）イ（ア））において、そこで指摘の情報について、法14条2号本文に該当し、かつ同号た

だし書イからハまでのいずれにも該当しないとする。

(ア)しかし、本件開示請求情報、特に、被災労働者の業務の実態を明らかにする情報は、同条項のイが規定する、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当するか、又は、これらに準ずる情報と解すべきであり、開示がなされるべきである。

確かに、本件事件のように、労働基準監督署において仮に労災認定がされた場合には、申請者側が提出した資料以外の事業場側から提出された資料、労基署が調査等を行って整理、収集した資料全てを開示請求できるという本法以外に制度的な保障はない。しかしながら、これは認定された場合という事情があるからであって、労基署において業務外とされた後に、審査請求を行っても認められず、再審査請求した際には、当事者の意見の陳述に先立ち労基署が収集した資料だけでなく事業場側が提供した資料も全て開示されることとなっている。

これに対し、労基署で、業務上の認定を受けた場合に当該当事者に対し一切開示されないということは、認定の有無による不公平な取扱いと言わなければならない。また、前記のように、再審査請求の段階で全資料が開示されるという取扱いがされているが、これは、こうした開示を行ったとしても、その情報提供者に特段の不利益が生じないことを前提としていると考えられる。とすれば、本件のような業務上の認定がされた場合にも業務外の認定の場合と別異に取り扱わなければならない理由は存在しないと言わなければならない。

諮問庁は、被聴取者等が、不当な干渉を受けることが懸念され、請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるために、法14条2号本文に該当するとする。しかし、ここでの「個人の権利利益を害するおそれ」について、法の他の条項の同様の文言に関する解釈と同じように、「おそれ」は、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性がなければならないのである。

東京地方裁判所平成23年8月2日判決（判例時報2149号61頁）は、同様の解釈を行っており、従って、「おそれ」の存在を容易に肯定してはならないのであり、その有無は具体的な情報との関係で慎重に検討されなければならないのである。また、法の規定文言には、「意思形成過程情報」という文言が使用されていないが、この言葉が連続した行政過程を包括的にとらえる形で理解されるものであることによって、過度に広くこの不開示規定が解釈されるおそれがあることから、同条5号が意識的にこの文言の使用を避けたとされ、従って、不開示規定の該当性について、行政機関の長に広

範な裁量が認められるわけではないのである（「新・情報公開法の逐条解説」（第6版）宇賀克也（有斐閣）103～104頁）。以上のような観点から解釈がなされるべきである。

ところが、諮問庁は、自ら、「被聴取者等が、不当な干渉を受けることが懸念され」としているように、単なる懸念の程度をもって、非開示の正当性の根拠としており、これは明らかに法の解釈を誤っていると云わなければならない。

以上のように、同条項のイに該当するか、又は、それに準ずる情報として、諮問庁が非開示とした情報は開示されるべきなのである。（イ）ところで、本件のような過労自殺に関する労災認定手続は、認定基準に基づいて判断される。これはあくまで労働者災害補償保険法の適正な適用を目的としたものである。その目的の下で、まず重視されるのは、労働時間であり、入社時刻及び退社時刻の特定及びその間の休憩時間の有無や時間の確定であり、時に自宅での持ち帰り残業の有無が問題となることがある。次には、被災労働者の具体的な業務内容及びその量である。

以上のいずれについても客観的な事実が調査対象であり、それに関する資料、具体的には、被災労働者の聴取書、担当官が調査した結果又は事業場提供の資料などであるが、中には被災労働者使用のPCの電源オン・オフや文書更新日時の日付データ等がある場合もある。いずれにしても、純粹に客観的な資料ということができ、そこには価値観や評価を入れる余地はない。

ところが、諮問庁は、こうした情報が開示された場合、それも本件のように労災認定の決定がされた後に開示された場合に、「被聴取者等が不当な干渉を受けることが懸念され、請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある」ことの具体的な内容を一切説明していないと言わなければならない。

そもそも、労基署の担当官による聴取に際して、担当官は、被災労働者の労働実態を中心に、同僚又は上司から聴取するのであり、これに対し、同僚らは、聴かれるままに客観的な事実を淡々と述べれば済むことである。従って、その述べた事実が亡被災労働者の母であり労災申請者であった本開示請求人に開示されたとして、それによって、聴取に応じた同僚らに不当に不利益を与えることは考えがたいと言わなければならない。また、一般的には、同僚らがこうした聴取に応じるに際しては、予め事業場の同意を得た上で、聴取に応じているのが実態であるから、こうした手続を経た上での聴取結果である聴取書は、原則として開示されても被聴取者に何ら不利益が生じないと考えるべきである。

以上からすれば、少なくとも、被聴取者が事業場から不当な干渉を受けるという「おそれ」はないと考えるべきである。なお、労災申請者による干渉の「おそれ」が指摘されるかもしれないが、労災認定がされた本件において、いかなる意味でも干渉はありえないと言わなければならない。

なお、諮問庁は、「被聴取者等」と「等」という文言を使用するが、こうした無限定な文言の使用は、本法の適用の可否を決する際の文言の使用としては極めて不適切であると言うべきである。

以上、諮問庁の論拠は不合理なものと言わなければならない。

(ウ) ただ、プライバシーの保護の観点から、例えば被聴取者の氏名、住所等のプライバシーの核心的情報については、秘匿されるべきであるという考え方にも合理性があることは否定しない。こうした点を考えると、仮に、全面開示ができないとしても、やはり、諮問庁が指摘する非開示の部分は不当に広範囲に失するものであり、後記の情報単位論の項で詳述するとおり、法の制度趣旨に遡って考えるべきで、(懸念ではなく) 具体的なおそれの程度、有無等を慎重に検討して、部分的開示が検討されて然るべきである。

その峻別の基準として、被災労働者の具体的な業務の内容や量に関する事実にかかる部分は、開示が認められるべきと考える。

イ 原処分庁は、理由説明書(下記第3の1(3)イ(イ))において、指摘する情報が法14条3号イに該当するとする。

しかし、いずれの不開示の理由も抽象的な意見の範囲を出ず、その根拠足りえないものである。

確かに、法人等の一定の情報について非開示とすることの合理性を認めるが、当該事業場の企業秘密情報は、その事業場に事業遂行上の損害を与える可能性が否定できないと認めざるを得ない場合である。しかし、そもそも本件被災労働者の業務の内容及び量に関する情報が、事業場のいかなる権利、競争上の地位その他正当な利益を侵害するおそれがあるというのか全く不明と言うべきである。

印影を開示すれば、偽造により悪用されるおそれがあるというが、これは、本件では被災労働者の実母である請求者が、その印影を第三者に漏らしてそれが偽造による悪用に繋がるということの意味すると考えられるが、このような偏頗或いは一方的な単なる意見に基づく「おそれ」論が適正な法解釈として許容されるとは到底考えられないと言わなければならない。

また、諮問庁は、当該情報が開示された場合には、当該事業場が、当該内容に不満を抱いた労災請求人等から不当な干渉を受けることが懸念され、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を

害するおそれがあるとする。

そもそも、諮問庁は、「不当な干渉」の内容を何と言わんとしているのかと強い疑問を持つとともに、この点を明らかにしない限りこの論拠も正当性を持ちえないと考える。いずれにせよ、ここでも諮問庁は、被災労働者の実母である請求者について、現実とは全く異なる虚像を一方的に作り上げたうえでの「おそれ」を言うに過ぎず、前記の法が言う「おそれ」とは似て非なる言い分を述べていると言わなければならない。

以上のように、諮問庁は、開示請求者の人格等について、根拠もなく一方的な虚像を作り上げ（その内容は人格を毀損する可能性すらあると言うべきであるが）、それに基づいて非開示とするものであり、とうてい是認できない。

翻って考えれば、本件は、被災労働者が、特に過重な業務の果てに自死に至ったものと労基署が肯定したものであるが、こうした過酷な労働実態が事業場に認められたことになる。とすれば、業務過重性に関する事実を開示することは、間接的ではあるが、当該事業場で現に働く労働者の健康を害する可能性のある職場環境の実態を明らかにするものであり、とすればそうした実態の改善に有用であると考えられ、この点で人の生命、健康の保護のために公にする必要すらあると考えられる。これによって、当該事業場が労基法等の法の要請に従って職場環境の改善に向かわせる結果になるのである。逆に、非開示とすれば、こうした方向性を阻害することとなり、事業場における違法な労働実態を野放しの状態にするのである。諮問庁の意見は、事業場の違法状態を守護するものと言わなければならない。

また、審査請求書（上記（１））でも述べたが、請求者が開示を求める情報は、同請求者の実子で被災労働者である特定労働者に関する個人情報である。そして、請求者は被災労働者の実母であるから、子の自死の真相を知りたいという思いは母親の心情から来るものであり、よって、本件の全情報が、請求者にとっての個人情報に準ずる扱いがされて然るべきなのである。そして、請求者は、最愛の子である特定氏名の自死という非業の死によって、深刻な精神的衝撃を受け、それを受け入れられず現在も心身ともに疲弊した状態にある。そこで、その傷ついた心情を癒し、この言語に絶する状況を脱して新たな人生をたとえ一歩でも歩み出すには、なぜ我が子がこのような死を選ばなければならなかったのかについて可能な限り知る必要があるのである。

以上の本件特有の事情に鑑みれば、被害者遺族である請求者の知る

権利という法律構成が考えられるところであり、こうした考え方は、近時の犯罪被害者学における一つの知見でもある。かくて、請求者が本件情報の開示を求める根拠は、あくまで被災労働者の実母としての個人的事情に特化したものであり、従って、情報の開示によって、一切の弊害は考えられないのであるから、原処分中の不開示決定は、請求者の個人情報開示請求権を不当に侵害するものと言わなければならない。

ウ 原処分庁は、理由説明書（下記第3の1（3）イ（ウ））において、指摘する情報が法14条7号柱書きに該当するとする。

（ア）しかし、この条項の摘示について疑問を持つ。7号は、規定にもあるように「事務又は事業」上の情報が対象であるが、本件の労災認定手続は、「事務又は事業」にあたるとは考えられない。イは、「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務」と言い、労災認定手続がここでいう事務にあたるとは考え難いと言わなければならない。次に、ロは、「契約、交渉又は争訟に係る事務」とするが、争訟とは、訴訟又は行政紛争（不服審査事務）等を言うのであって、労災認定手続とは性質を異にすると考える。ハは、「調査研究」、ニは、「人事管理に係る事務」、ホは、「独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業」であり、労災認定手続とは明らかに性質を異にすると言うべきである。

但し、解釈上前記各事務等が例示とされることから、同条項が適用されるものと仮定して、念の為に反論を行う。

まず、本規定でいう「支障」の意味については、解釈上、名目的なもので足りず、法的保護に値する程度の蓋然性が要求されることが留意されなければならないことは、前記の「おそれ」についての解釈と同様である。要するに、行政機関に広範な裁量が認められず、実質的、具体的に当該事務または事業の適正な遂行に支障を生じる相当の蓋然性が認められなければならないのである。

諮問庁は、「被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。」とするが、本件において、請求者が開示を求める情報は、労基署において調査及び審理を経た上で、既に業務上の認定がされた事案に関するものであるから、たとえ当該事案に関する業務の過重性に関する資料が開示されたとしても、諮問庁が指摘するような支障が生じる

余地はないと言わなければならない。

前記のとおり、本件において、開示請求の対象の中核的な情報は、被災労働者の業務の実態を明らかにする客観的な情報であるが、こうした性質の情報の開示によって、具体的にいかなる支障が生じるというのか全く不明と言わなければならない。

(イ) 諮問庁は、非開示とした事業場の業務内容に関する情報等について、「これらの情報は、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該事業場に理解と協力を求めた上で得られたものであるから、当該情報を開示とした場合には、このことを知った事業場だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなり、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となる。」とする。しかし、この見解も行政庁の単なる「懸念」を述べているに過ぎない。

まず、そもそも事業場及び関係者の信頼が何を示すのか全く不明と言わなければならない。仮に、こうした信頼がないとしても、労基署は、事業場及び関係者に調査への協力を求められるし、事業場等には法的に協力義務がある。また、實際上、調査への協力が得られず調査に支障があったというのであろうか。

仮に、そうした支障があったとしても、そうした事業場側の姿勢は、諮問庁が指摘するような理由からではなく、そもそも業務起因性を否定したいという事業場側の強い意向から出たものと考えべきなのである。また、上司、同僚等についても、ほとんどのケースで、事業場の同意を経て労基署の聴取に応じている実態からすれば、真実を述べない大きな理由として考えられるのは、情報の開示非開示にかかわらず、業務起因性を肯定する方向で供述すると事業場において不利益な扱いを受けるからということである。従って、上司、同僚等から真実の供述を得るためには、前記の不利益を抑止する法的整備こそが不可欠であり、よって、事業場及び関係者の信頼を非開示の根拠とすることは本末転倒の議論と言わなければならない。

また、そもそも一般国民は労災認定手続に関与することすら稀で、仮に実際に労災認定手続において聴取の対象になったとして、過去の聴取情報が開示されたかどうかという事実に関心を抱くことすら考え難い。とすると、こうした指摘も非開示を正当化する根拠足りえないと考える。また、前記のとおり、再審査請求手続で意見陳述者（労災申請人）に全資料が開示されているが、その開示によって、その後の労災認定に支障が生じたという事実は一切存在しない。

以上からすれば、将来の事務等への支障といっても、それは名目

的なものにすぎないと言ふべきなのである。

エ 情報単位論（独立一体論）について

これについて、最高裁判所平成13年3月27日判決が、情報一体論に立っていると理解されているが、この事案は、法6条2項（原文ママ）のような個人に関する情報の部分開示について特別の規定がない条例に関するものであり、この判決の射程は情報公開法の下での個人に関する情報には及ばないとされる（前掲宇賀著書114～115頁）。

問題は、個人に関する情報以外の場合にもこうした解釈が及ぶかどうかであるが、名古屋高等裁判所平成14年12月5日判決（確定）は、明確に情報単位論を否定して、「一個の情報」でないという形式的な根拠から部分開示情報に当たらないと解釈することは、必要以上に部分開示情報の範囲を限定するもので、行政機関情報公開法の趣旨、目的と整合せず、採用できないとした。また、大阪高等裁判所平成18年12月22日判決（判例タイムズ1254号132頁）は、法6条2項（原文ママ）のような規定のない兵庫県情報公開条例について、情報単位論を否定している。

以上からすれば、もはや情報単位論という抽象的な見解に立って包括的に大量の情報の非開示が正当化されることはないと言わなければならない。よって、行政機関は、情報公開の徹底という法の趣旨に立ち返って、安易に無制限な情報非開示の決定を行うことは許されず、仮に、個人の情報に関する部分その他法が非開示とする規定の適用に際しては、可能な限り非開示部分を限定して部分開示の努力を行うべきなのである。

オ 最後に

以上に述べたとおり、諮問を受けた審査会においては、十分に慎重な検討を求めるものである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 本件審査請求の経緯

ア 審査請求人は、平成27年12月11日付けで、処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき、「平成27年特定月日付けで、特定労働基準監督署長が、私の遺族補償年金支給請求及び葬祭料請求に係る決定を行う際に作成した、実地調査復命書及び添付資料一式」に係る開示請求を行った。

イ これに対して、処分庁が平成28年1月20日付け兵労個開第208号により部分開示決定（原処分）を行ったところ、審査請求人がこれを不服として、平成28年2月23日付け（同月26日受付）で審

査請求を提起したものである。

(2) 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「4 原処分において不開示とされている部分」欄に掲げる情報については、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(3) 理由

ア 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、平成27年特定月日付けで、特定労働基準監督署長が、私の遺族補償年金支給請求及び葬祭料請求に係る決定を行う際に作成した、実地調査復命書及び添付資料一式である。

イ 不開示情報該当性について

(ア) 法14条2号の不開示情報

a 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の②、2の②、14の①、24の①、25の①、26の①、27の①、28の①、29の①、33の①、34の②の不開示部分は、請求者以外の氏名、印影など、請求者以外の個人に関する情報であって、請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

b 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の③、18の②、21、24の②、25の②、26の②、27の②、28の②、29の②、33の②及び34の③の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、請求者以外の特定個人から聴取をした内容等である。当該聴取内容等に関する情報が開示された場合には、被聴取者等が、不当な干渉を受けることが懸念され、請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 法14条3号イの不開示情報

a 別表に記載した情報のうち、文書番号11の①及び31の不開示部分は、特定事業場等の印影である。印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであることから、これらの情報が開示された場合には、偽造により悪用されるおそれがある等、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることか

ら、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

- b 別表に記載した情報のうち、文書番号1の①、2の①、11の②、14の②、18の①、18の②、19、21及び34の①の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場等が一般に公にしている内部情報である。そのため、仮にこれらの情報が開示された場合には、当該事業場が、当該内容に不満を抱いた労災請求人等から不当な干渉を受けることが懸念され、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(ウ) 法14条7号柱書きの不開示情報

- a 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の③、18の②、21、24の②、25の②、26の②、27の②、28の②、29の②、33の②及び34の③の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、請求者以外の特定個人から聴取した内容等である。これらの聴取内容等が開示された場合には、請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記ア(イ)で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示するとした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、これらの情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

- b 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の①、2の①、11の②、14の②、18の①、18の②、19、21及び34の①の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場が一般に公にしている内部情報である。これらの情報が開示された場合には、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な権利を害するおそれがあることは、上記イ(イ)で既に述べたところである。

さらに、これらの情報は、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該事業場に理解と協力を求めた上で得られたものであるから、当該情報を開示とした場合には、このことを知った事業場だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなり、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となる。したがって、これらの情報は開示することにより労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(4) 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分の一部を変更し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「4原処分において不開示とされている部分」欄に掲げる情報については、法14条2号、3号のイ及び7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

2 補充理由説明書

法42条の規定に基づき、平成28年5月26日付け厚生労働省発基0526第7号により諮問した平成28年（行個）諮問第80号に係る諮問書理由説明書（以下「理由説明書」という。）について、諮問庁においては、一部を除き原処分を維持すべきものとして諮問したものであるが、理由説明書について、以下のとおり修正するとともに、理由説明書別表に不開示理由の修正を行う。

(1) 不開示情報該当性について

理由説明書の該当部分を以下のとおり修正する。

ア 法14条2号の不開示情報

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の②、2の②、11の③、14の①、24の①、25の①、26の①、27の①、28の①、29の①、33の①、34の②の不開示部分は、請求者以外の氏名、印影など、請求者以外の個人に関する情報であって、請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イの不開示情報

(ア) 省略

(イ) 別表に記載した情報のうち、文書番号1の①、2の①、11の②、

14の②，18の①，18の②，19，21，29の③及び34の①の不開示部分は，特定事業場の業務内容に関する情報等であり，当該事業場等が一般に公にしている内部情報である。そのため，仮にこれらの情報が開示された場合には，当該事業場が，当該内容に不満を抱いた労災請求人等から不当な干渉を受けることが懸念され，当該事業場の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから，法14条3号イに該当するため，原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条7号柱書きの不開示情報

(ア) 省略

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち，文書番号1の①，2の①，11の②，14の②，18の①，18の②，19，21，29の③及び34の①の不開示部分は，特定事業場の業務内容に関する情報等であり，当該事業場が一般に公にしている内部情報である。これらの情報が開示された場合には，当該事業場の権利，競争上の地位その他正当な権利を害するおそれがあることは，上記イ(イ)で既に述べたところである。

さらに，これらの情報は，守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき，当該事業場に理解と協力を求めた上で得られたものであるから，当該情報を開示するとした場合には，このことを知った事業場だけでなく関係者の信頼を失い，労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなり，公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となる。したがって，これらの情報は開示することにより労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから，法14条7号柱書きに該当するため，原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(2) 理由説明書別表の修正等について

理由説明書別表の該当部分を以下のとおり追加・修正する。

(下線部分が追加・修正部分)

文書番号	対象文書名	不開示を維持する部分	不開示情報 法14条該当号		
			2号	3号 イ	7号柱 書き
1 1	事業場報告書	<u>③ 3頁同僚氏名</u>	○		
2	復命書	② 2頁及び3頁の不開示部分	○		○

9	③ 5 頁ないし 1 1 頁の不開示部分		○	○
---	----------------------	--	---	---

第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成 2 8 年 5 月 2 6 日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年 6 月 9 日 審議
- ④ 同年 8 月 2 9 日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 平成 2 9 年 7 月 1 3 日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同年 1 0 月 3 日 諮問庁より補充理由説明書を收受
- ⑦ 同月 1 9 日 審議

第 5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「平成 2 7 年特定月日付けで、特定労働基準監督署長が、私の遺族補償年金支給請求及び葬祭料請求に係る決定を行う際に作成した、実地調査復命書及び添付資料一式」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表に掲げる文書番号 1 ないし文書番号 3 4 に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法 1 4 条 2 号、3 号イ、5 号及び 7 号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示部分の全てを開示すべきとしている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとするが、その余の部分については、法 1 4 条 2 号、3 号イ及び 7 号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当としていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 別表の 6 欄に掲げる部分について

ア 通番 3 及び通番 3 3 は、審査請求人の娘の夫から聴取した内容であり、法 1 4 条 2 号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、審査請求人が知り得る情報であることから同号ただし書きイに該当し、また、被聴取者が開示に同意していることから、これを開示することで、被聴取者自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょするといったことはなく、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法 1 4 条 2 号及び 7 号柱書きのいずれに

も該当せず，開示すべきである。

イ 通番５は聴取年月日に該当するものであり，これを開示すると審査請求人以外の第三者を特定されるおそれがあることから，当該部分は，法１４条２号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当するが，原処分で聴取年月日は開示されており，同号ただし書イの審査請求人が知ることができる情報である。

したがって，当該部分は，法１４条２号に該当せず，開示すべきである。

ウ 通番７は平成２６年１０月から平成２７年２月までの時間外労働時間数であり，審査請求人自身が提出した申立書として原処分で開示されており，これを開示しても，特定事業場の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず，また，労働基準監督機関における労災認定等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって，当該部分は，法１４条３号イ及び７号柱書きのいずれにも該当せず，開示すべきである。

エ 通番９は，被災労働者の所属，氏名，生年月日及び性別であり，法１４条２号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当するが，被災労働者の母である審査請求人に知り得る情報であることから，同号ただし書イの審査請求人が知ることができる情報に該当し，開示すべきである。

オ 通番１０は，特定事業場の組織図であり，このうち３頁及び４頁は，特定事業場のウェブサイトで外部に公表されており，６頁及び７頁のうち左から１列目及び２列目（個人名を除く。）の部分については，原処分で開示されている情報と同じ内容であることから，これを開示しても，当該事業場の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず，また，労働基準監督機関における労災認定等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって，当該部分は，法１４条３号イ及び７号柱書きのいずれにも該当せず，開示すべきである。

カ 通番２５の左から１列目及び２列目（個人名を除く。）の部分については，法１４条２号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当するが，原処分で開示されている情報と同じ内容であることから，同号ただし書イの審査請求人が知ることができる情報に該当し，開示すべ

きである。

キ 通番 26 は、文書の一般的な呼称であり、法 14 条 2 号の審査請求人以外の個人に関する情報に該当せず、また、これを開示しても、特定事業場だけでなく関係事業者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなるなど、正確な事実関係を把握することが困難となり、労働基準監督機関の行う労災認定等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法 14 条 2 号及び 7 号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ク 通番 27 は表題であり、諮問庁が諮問に当たり新たに開示としている情報と同じ内容であることから、これを開示しても、特定の事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められず、また、労働基準監督機関における労災認定等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法 14 条 3 号イ及び 7 号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分について

ア 法 14 条 2 号該当性について

(ア) 通番 2 及び通番 32 は、「事業場（所属部署）内における当該労働者の位置づけ」欄であり、特定事業場の関係者の氏名（及び役職）が記載されており、かつ、聴取実施者には○印が付記されている。

聴取実施者の氏名及び聴取実施者であることを示す○印の有無は、一体として法 14 条 2 号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書きイないしハのいずれにも該当する事情は認められず、当該部分は一体として個人識別部分であることから、法 15 条 2 項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法 14 条 2 号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番 5、通番 15、通番 17、通番 19、通番 21 及び通番 23 は、特定労働基準監督署の担当調査官が審査請求人以外の個人から聴取した際の資料の項目、聴取書及び復命書に記載された被聴取者の氏名、住所、電話番号、職業、肩書き及び生年月日であり、通番 8 は、審査請求人以外の第三者の氏名であり、通番 9 は、労働者名簿に記載された特定事業場の審査請求人以外の第三者の氏名、所属、役職、生年月日、採用年月日、従業員番号等であり、通番 25 は特定労働基準監督署の担当調査官が面談した審査請求人以外の氏名及

びその際に取得した資料に記載された審査請求人以外の職氏名であり、通番29は、地方労災医員協議会の精神障害専門部会長の署名であり、それぞれ一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

また、当該部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められず、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イ該当性について

通番6は、特定事業場の印影であり、通番28は、特定健康保険組合の印影である。当該印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであることから、これを開示すると当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条2号及び7号柱書き該当性について

(ア) 通番3、通番26、通番30及び通番33について

a 通番3、通番30及び通番33のうち、特定労働基準監督署の担当調査官が、聴取した被聴取者の職名及び氏名部分については、それぞれ法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

b その余の部分については、特定労働基準監督署の担当調査官が、審査請求人以外の第三者から聴取した内容及び第三者から提出を受けた資料であり、これらを開示すると、被聴取者が、労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ、被聴取者自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は所属事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準監督機関が行う労災認定の事務

の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- (イ) 通番16, 通番18, 通番20, 通番22及び通番24について
- a 通番16, 通番18, 通番20及び通番22のうち、特定労働基準監督署の担当調査官が聴取した者の署名及び印影等については、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であり、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- b その余の部分については、労働基準監督署の担当調査官が本件労災請求に対する処分に当たり審査請求人以外の第三者から聴取した内容であり、上記(ア)bと同様の理由により、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 法14条3号イ及び7号柱書き該当性について

- (ア) 通番1及び通番31は、特定事業場数の労働者数であり、通番4は、特定事業場の内部資料の項目であり、通番7, 通番10及び通番13は、特定事業場から提出された報告書, 意見書等であって、通番11は、特定事業場の産業医の参考意見等であり、いずれも、特定事業場が特定労働基準署に提出した特定事業場の内部情報であって、審査請求人が知り得ないものである。これを開示すると、当該事業場だけでなく関係事業者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなるなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- (イ) 通番27は、特定労働基準監督署の担当調査官が特定事業場に出張した際に、通常、一般人が立ち入ることのできない事業場内部を、当該事業場の協力を得て撮影した写真であり、当該事業場の内部管理に関する情報であると認められ、法14条3号イに該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当

である。

オ 法14条2号, 3号イ及び7号柱書き該当性について

通番12及び通番14は, 特定労働基準監督署の担当調査官の求めに応じて, 特定事業場が提出した内部資料であり, いずれも審査請求人が知り得ないものであり, 上記エ(ア)と同様の理由により, 法14条7号柱書きに該当し, 同条2号及び3号イについて判断するまでもなく, 不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は, その他種々主張するが, いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから, 本件対象保有個人情報につき, その一部を法14条2号, 3号イ, 5号及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については, 諮問庁が同条2号, 3号イ及び7号柱書きに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち, 別表の6欄に掲げる部分を除く部分は, 同条2号, 3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので, 不開示とすることは妥当であるが, 別表の6欄に掲げる部分は, 同条2号, 3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず, 開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表

1 文 書 番 号	2 対 象 文 書 名	3 通 番	4 原 処 分 において 不 開 示 と され ている 部分	5 不 開 示 情 報 (法 1 4 条 該 当 号)			6 開 示 す べ き 部 分
				2 号	3 号 イ	7 号 柱 書 き	
1	精 神 障 害 の 業 務 起 因 性 判 断 の た め の 調 査 復 命 書	1	① 1 頁 の 「 労 働 者 数 」 欄		○	○	
		2	② 2 3 頁 の 不 開 示 部 分	○			
		3	③ 4 頁 ない し 6 頁 の 不 開 示 部 分 , 8 頁 ない し 1 8 頁 の 不 開 示 部 分 , 2 0 頁 の 不 開 示 部 分 (3 0 行 目 ない し 3 8 行 目 の 不 開 示 部 分 を 除 く 。) , 2 4 頁 の 不 開 示 部 分 (9 頁 ない し 1 1 頁 及 び 1 7 頁 の 「 請 求 人 の 申 述 」 欄 の 不 開 示 部 分 を 除 く 。)	○		○	5 頁 「 調 査 結 果 」 欄 の 1 行 目 ない し 2 0 行 目
			④ 9 頁 ない し 1 1 頁 の 「 請 求 人 の 申 述 欄 」 の 不 開 示 部 分 , 1 7 頁 の 「 請 求 人 の 申 述 」 欄 の 不 開 示 部 分 , 2 0 頁 の 3 0 行 目 の 1 文 字 目 ない し 2 3 文 字 目 , 3 0 行 目 2 6 文 字 目 ない し 3 8 行 目 の 3 5 文 字 目	新 た に 開 示			
2	資 料 の 項 目	4	① 1 頁 資 料 項 目 の 2 4 行 目 1 1 文 字 目 ない し 2 1 文 字 目 , 2 5 行 目 2 文 字 目 ない し 9 文 字 目 , 2 6 行 目 2 文 字 目 ない し 1 8 文 字 目 , 2 7 行 目 2 文 字 目 ない し 6 文 字 目		○	○	

		5	② 1 頁の 3 1 行目ないし 3 4 行目の不開示部分, 3 6 行目, 3 7 行目の不開示部分	○			年月日部分
			③ 1 頁の 1 6 行目 2 文字目ないし最終文字, 1 7 行目 2 文字目ないし最終文字, 1 8 行目 2 文字目ないし最終文字, 1 9 行目 2 文字目ないし最終文字, 2 0 行目 2 文字目ないし最終文字, 2 1 行目ないし最終文字, 2 2 行目 1 2 文字目ないし最終文字, 2 3 行目 2 文字目ないし最終文字, 2 4 行目 2 文字目ないし 1 0 文字目, 3 0 行目 5 文字目ないし最終文字	新たに開示			
3	遺族補償 年金支給 請求書等		-				
4	申立書		-				
5	勤務状況 資料		-				
6	給与明細 書		-				
7	健康診断 個人結果 票等①		-				
8	遺書等		7 頁の第三者の氏名, 印影部分, 8 頁の印影部分	新たに開示			
9	手帳		-				
1 0	広報誌等		-				
1	事業場報	6	① 1 4 頁の印影部分		○		

1	告書	7	② 7 頁上部の枠内 2 行目の不開示部分, 「性格」欄の不開示部分, 「友人関係社会活動等」欄の 1 行目及び 2 行目の不開示部分, 9 頁「(3) 発症前 1 年間の勤務状況」欄の不開示部分, 12 頁「14. 労災請求に至る経緯について」欄の不開示部分, 13 頁「15. 本傷病の原因についての事業主意見」欄の 2 行目不開示部分, 14 頁「16. 添付書類(資料)」欄の 14 行目 4 文字目ないし最終文字, 17 行目 4 文字目ないし最終文字及び 20 行目 4 文字目ないし最終文字		○	○	9 頁「(3) 発症前 1 年間の勤務状況」欄のうち, 平成 26 年 10 月から平成 27 年 2 月までの時間外労働時間数の部分
		8	③ 3 頁の同僚氏名	○			
			④ 6 頁「8 自殺の場合, その状況について」欄の 4 行目 1 文字目ないし 8 文字目, 7 頁上部の枠内 1 行目の不開示部分, 「趣味」欄の不開示部分, 8 頁「(1) 発症前 6 ヶ月間の勤務状況及び健康状態等」欄の 2 行目 1 文字目ないし 8 文字目, 13 行目 1 文字目ないし 8 文字目, 14 行目 1 文字目ないし 18 文字目, 17 行目 29 文字目ないし 35 文字目, 22 行目 13 文字目ないし 1	新たに開示			

			9文字目, 9頁「(2)発症前6ヶ月から1年間までの勤務状況」欄の2行目2文字目ないし5文字目, 10頁「その他」欄の19文字目ないし21文字目, 11頁「その他」欄の19文字目ないし21文字目, 12頁「13.業務に関する出来事以後,事業主として講じた具体的措置内容」欄の2行目2文字目ないし14文字目, 13頁「15.本傷病の原因についての事業主意見」欄の3行目, 14頁「16.添付書類(資料)」欄の2行目ないし12行目, 14行目1文字目ないし3文字目, 17行目1文字目ないし3文字目及び18行目ないし20行目3文字目		
1 2	会社概要		-		
1 3	就業規則		全て不開示	新たに開示	
1 4	労働者名簿等	9	①1頁の資料標題,表タイトル,表頭部分を除く不開示部分	○	被災労働者の所属,氏名,生年月日,採用年月日,性別部分

		10	② 3頁の資料名を除く不開示部分， 4頁の不開示部分， 5頁の不開示部分， 6頁の不開示部分（被災労働者氏名部分を除く。）， 7頁の不開示部分（被災労働者氏名部分を除く。）， 8頁ないし10頁の不開示部分		○	○	3頁及び4頁は全て並びに6頁及び7頁の左から1列目及び2列目（個人名を除く。）
			③ 1頁の1行目の資料標題， 表タイトル欄及び表頭部分， 2頁目の全て， 3頁目の1行目の資料標題， 6頁の被災労働者氏名部分及び7頁の被災労働者氏名部分	新たに開示			
15	入社後の履歴等		全て不開示	新たに開示			
16	賃金台帳等		全て不開示	新たに開示			
17	健康診断個人結果票等②		-				
18	産業医意見等参考となる資料等	11	① 1頁ないし4頁の不開示部分		○	○	
		12	② 5頁ないし56頁の不開示部分	○	○	○	
			③ 57頁ないし61頁	新たに開示			
19	事業主意見等	13	不開示部分全て		○	○	
20	ご遺族にお渡しした資料等		全て不開示	新たに開示			
21	事業場提出資料	14	不開示部分全て	○	○	○	
22	聴取書①		-				

2							
2 3	聴取書②		全て不開示	新たに開示			
2 4	聴取書③	1 5	① 1 頁の 2 行目 3 文字目 ないし最終文字, 3 行目 3 文字目ないし最終文 字, 4 行目 3 文字目ない し最終文字, 5 行目 7 文 字目, 8 文字目, 1 0 文 字目, 1 1 文字目, 1 3 文字目, 1 4 文字目, 1 7 文字目, 1 8 文字目	○			
		1 6	② 1 頁の 8 行目ないし 7 頁 1 6 行目	○		○	
2 5	聴取書④	1 7	① 1 頁の 2 行目 3 文字目 ないし最終文字, 3 行目 3 文字目ないし最終文 字, 4 行目 3 文字目ない し最終文字, 5 行目 7 文 字目, 8 文字目, 1 0 文 字目, 1 1 文字目, 1 3 文字目, 1 6 文字目, 1 7 文字目	○			
		1 8	② 1 頁の 8 行目ないし 1 3 頁 1 8 行目	○		○	
2 6	聴取書④	1 9	① 1 頁の 2 行目 3 文字目 ないし最終文字, 3 行目 3 文字目ないし最終文 字, 4 行目 3 文字目ない し最終文字, 5 行目 7 文 字目, 8 文字目, 1 0 文 字目, 1 2 文字目, 1 3 文字目, 1 6 文字目, 1 7 文字目	○			
		2 0	② 1 頁の 8 行目ないし 8 頁 1 4 行目	○		○	

2 7	聴取書⑤	2 1	① 1 頁の 2 行目 3 文字目 ないし最終文字, 3 行目 3 文字目ないし最終文 字, 4 行目 3 文字目ない し最終文字, 5 行目 7 文 字目, 8 文字目, 1 0 文 字目, 1 2 文字目, 1 3 文字目, 1 6 文字目, 1 7 文字目	○			
		2 2	② 1 頁の 8 行目ないし 8 頁 1 6 行目	○		○	
2 8	電話照会 調査復命 書	2 3	① 2 頁及び 3 頁「照会先 及び担当者」欄の不開示 部分	○			
		2 4	② 2 頁及び 3 頁「照会事 項」欄及び「照会結果」 欄の不開示部分	○		○	
2 9	復命書	2 5	① 1 頁「3 面談者」欄の 不開示部分, 4 頁の被災 労働者の部分を除く不開 示部分	○			4 頁の左 から 1 列 目及び 2 列目 (個 人名を除 く。)
		2 6	② 2 頁及び 3 頁の不開示 部分	○		○	2 頁 1 行 目
		2 7	③ 5 頁ないし 1 1 頁の不 開示部分		○	○	5 頁 1 行 目
			④ 1 頁の「4 調査結果 」欄の不開示部分, 4 頁 の被災労働者氏名部分	新たに開示			
3 0	事業場パ ンフレッ ト		-				
3 1	健康保険 による療 養歴につ いて (照	2 8	3 頁の印影部分		○		

	会)						
3 2	死亡案件 についての 照会		-				
3 3	心理的負 荷による 精神障害 等に係る 医学的検 討につい て（依 頼）	2 9	① 2頁の不開示部分	○			
		3 0	② 4頁の25行目ないし 38行目の不開示部分及 び5頁の不開示部分	○		○	
			③ 4頁の3行目1文字目 ないし8行目10文字 目，9行目4文字目，5 文字目，8文字目ないし 18行目20文字目	新たに開示			
3 4	医学的意 見の要否 等に係る 調査復命 書	3 1	① 1頁「労働者数」欄		○	○	
		3 2	② 22頁の不開示部分	○			
		3 3	③ 5頁ないし7頁の不 開示部分，9頁の不 開示部分，10頁ない し19頁の不 開示部分（10頁 ないし12頁及 び18頁「請求 人の申述」欄の 不 開示部分を除く。 ），20頁の不 開示部分，23 頁の不 開示部分，25 頁の6 行目 ない し18 行目 の不 開示 部分， 26 頁の 31 行目 ない し40 行目 の不 開示 部分， 27 頁の 1頁 ない し12 頁の 不 開 示 部 分， 29 頁の 5行 目 ない し35 行目 の不 開 示 部 分， 30 頁の 不 開 示 部 分， 31 頁の 18 行目 ない し35 行目 不 開 示 部	○		○	6頁「調 査結果」 欄の1行 目ないし 19行目

		分， 3 2 頁 1 行目の不開示部分， 3 3 頁の不開示部分				
		④ 1 0 頁ないし 1 2 頁「請求人の申述欄」の不開示部分， 1 8 頁「請求人の申述」欄の不開示部分， 2 5 頁の 3 9 行目， 4 0 行目， 2 6 頁の 1 行目ないし 9 行目， 2 8 頁の 3 1 行目 1 文字目， 2 文字目， 6 文字目ないし最終行， 2 9 頁の 1 行目ないし 4 行目 8 文字目， 3 1 頁の 1 3 行目 1 文字目， 2 文字目， 6 文字目ないし 1 7 行目 7 文字目， 3 2 頁の 2 6 行目 2 9 文字目， 3 0 文字目， 3 3 文字目ないし 2 7 行目 1 8 文字目， 3 1 行目及び 3 2 行目	新たに開示			